



10分でわかる◎ 産業廃棄物ちよつと講座

Part 5 排出事業者の責任と罰則





排出事業者の責任①

まずは、廃棄物処理法の規定を見てみましょう。

第3条

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。





排出事業者の責任②

- 処理基準の遵守
- 保管基準の遵守(詳細は第8回で)
- 発生から最終処分完了までの処理状況の確認
- 処理責任者の設置 (一部の方のみ)
- 帳簿の作成 (一部の方のみ)
- 処理計画の策定と実績の報告(一部の方のみ)
- 委託基準の遵守
- マニフェストの正しい運用(詳細は第6回で)





処理基準の遵守

➤ 収集運搬の基準

① 必要事項が記載された書面の携帯

⇒ マニフェストでも代用可

② 車両への産廃の収集運搬車である旨と事業者名の表示

⇒ 文字サイズの指定あり

③ 産廃の飛散・流出がなく、悪臭・騒音・振動で生活環境に支障を及ぼさないこと。

➤ 処分の基準・・・省略





発生から最終処分完了までの 処理状況の確認

- 処理状況を確認する。
 - ⇒ 現地やインターネット上の公表情報の確認
- 適正処理に必要な措置を講ずる。
 - ⇒ 優良な業者に委託する、処理費を値切りすぎない等
- 豊田市の条例では義務化されている。
 - ⇒ 廃棄物処理法では努力することとされている。





委託基準の遵守

- 許可を持っている事業者に委託すること。
⇒ 収集運搬・処分業、普通・特管の別で必要
- 許可内容に委託内容(品目・処理方法)が含まれること。
⇒ 許可の有無だけではなく、内容も大事
- 委託契約は書面で行うこと。(詳細は第7回で)
⇒ 量や回数に関係なく、締結する。





許可内容の見方（収集運搬）

許可番号第 09010123456号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 豊田市西町3丁目60番地

氏 名 豊田市役所 株式会社
代表取締役 豊田 太郎 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

豊田市長 太田 稔彦

許可の年月日 平成25年 4月 1日

許可の有効年月日 平成30年 3月31日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

(1) 積替え、保管を除く。
廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）
以上 5品目

(2) 積替え、保管を含む。
廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）
以上 2品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（積替え又は保管を行う場合に限る。）

(1) 所在地
豊田市西町3丁目60番地

(2) 面積
200 m²（保管面積 100 m²）

(3) 産業廃棄物の種類
廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

(4) 保管上限

➤ 収集運搬業の許可である旨

➤ 許可を受けている事業者名

➤ 許可を出している自治体名

➤ 許可の有効期限

➤ 収集運搬できる品目

➤ 積替え又は保管の可否



許可内容の見方（処分）

許可番号第 09020123456号

産業廃棄物処分業許可証

住所 豊田市西町3丁目60番地

氏名 豊田市役所 株式会社
代表取締役 豊田 太郎 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

豊田市長 太田 稔彦

許可の年月日 平成25年 4月 1日

許可の有効年月日 平成30年 3月 31日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）

(1) 事業の区分
中間処分（破碎）

(2) 産業廃棄物の種類
木くず
以上 1品目

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

(1) 破碎施設

ア 設置場所
豊田市西町3丁目60番地

イ 設置年月日
平成25年4月1日

ウ 処理能力
木くず 200t/日（25t/時間）

エ 許可年月日
平成22年3月 1日

オ 許可番号
25豊廃発第4-4号

3. 許可の条件

➤ 処分業の許可である旨

➤ 許可を受けている事業者名

➤ 許可を出している自治体名

➤ 許可の有効期限

➤ 許可された行為（処分方法）

➤ 処分できる品目





排出事業者への罰則

遵守すべき事項	罰則（行政処分を含む。）
処理基準の遵守	改善命令の対象
保管基準の遵守	改善命令の対象
発生から最終処分完了までの処理状況の確認	措置命令の対象
委託基準の遵守	・5年以下の懲役、1000万円以下の罰金 又は併科 ※廃棄物処理法中では一番厳しい罰則 ・措置命令の対象
マニフェストの正しい使用	・1年以下の懲役、100万円以下の罰金 ・措置命令の対象





実務で学ぶ

【ケース】

自治体が公表している許可情報のみを確認して、産廃の処理委託を行った。

【スタディ】

自治体が公表している情報は、業者選定の段階では非常に有効ですが、委託する段階では確実に許可証を確認してください。

不明な点があるときは、処理業者に直接聞くことも有効です。





『第5回 排出事業者の責任と罰則』は以上になります。

排出した産業廃棄物が引き起こした問題は、排出事業者に降りかかってきますので、細心の注意を払うようにしてください。

次回は、『マニフェストの正しい運用』です。

排出事業者責任を担保するための手段がマニフェストです。どうしてマニフェストが必要かをしっかり考えましょう。

